障害者自立支援法の見直しに向けての地方からの提言

平成 20 年 5 月 28 日 千葉県知事 堂本 暁子

1. 障害者の範囲について

<現状と課題>

- 〇障害者自立支援法導入前の身体障害者福祉法など個別法の「障害者の範囲」を そのまま踏襲したため、現に支援を必要としながらも、新たに法制化された発 達障害や、障害の谷間となっている難病、高次脳機能障害などは対象外となっ ており、必要な支援が受けられないという問題がある。
- 〇また、サービスの供給面においても、障害者自立支援法(発達障害については 児童福祉法)の範囲外に置かれているため、障害特性を踏まえ必要なサービス を提供する事業所や施設もほとんどなく、こうした分野の知識やスキルを持っ た職員やノウハウ、設備を有するところも極めて少ない状況となっている。

〈提言〉

- ①現在、ほとんど支援サービスのない発達障害、高次脳機能障害、及び支援体制が脆弱な難病をはじめ、心身的な機能障害を理由として社会生活上で困難をきたしている国民が必要とする社会的な支援を受けられるよう、「障害者」の定義づけを見直すべきである。
- ②また、中長期的には、WHOや諸外国における障害者の範囲も踏まえ、現行の医学的な機能に着目した「医療モデル」から、障害は個人と社会環境の関係の中で生じると考える「社会モデル」への転換を考えていく必要がある。

2. 利用者負担について

<現状と課題>

- 〇国の特別対策や緊急措置等の利用者負担の軽減措置は一定の効果を上げている は、支援費制度時から比較すると、負担感は依然として強いものがある。
- ○随時の暫定措置の実施により、利用者や事業者からは、利用者負担の仕組みが 複雑で分かりにくくなっているとの声が強い。

〈提言〉

- ①現在暫定的に実施されている特別対策及び緊急措置を恒久的な制度にするよう検討することが必要である。その際、各種負担軽減措置の実施により、制度が複雑でわかりにくくなっているため、利用者にとってより分かりやすい仕組みとなるよう工夫することが重要。
- ②また、利用者負担の問題は、利用者の収入・所得の保障と表裏一体の問題であり、所得全体の議論の中で利用者負担の在り方を再考する必要がある。具体的には、就労支援策や工賃向上策に併せ、障害年金の引上げ等の措置を検討することが必要である。

3. 相談支援について

<現状と課題>

- ○障害者への相談支援体制の整備は、主として、市町村が、交付税を財源に行う こととされているが、実態として、県内市町村の財政状況により体制に大きな 格差が生じている状況にある。
- 〇特に、精神障害者への相談支援については、引きこもりがちな精神障害者に対して、専門家が訪問(アウトリーチ)による継続的な相談支援を行うことが必要となってくることなどから、県内の多くの市町村で対応ができていない状況にある。
- 〇また、障害者が地域で自立して生活していくためには、個別支援計画に基づく 関係機関の調整や在宅サービス等の利用調整を行う、サービス利用計画作成費 の利用は不可欠であるが、本県の状況を見ると、法令により利用対象の範囲が 極めて狭く限定されていることなどから、支給決定者も利用者も極めて少なく、 現場のニーズと隔たっている状況にある。

〈提言〉

- ①障害者自立支援法がその理念に掲げるように、障害があっても、地域で自立 した生活を送るためには、障害の種別や程度にかかわらず、個人に着目して、 その人のニーズに応じた生活設計を考えていくことが必要であり、そのため の相談支援(ケアマネジメント)は制度の根幹を成すサービス。
- ②国としても、この点を十分に考慮に入れ、また、現状の相談支援体制の状況 も踏まえた上で、財政的な措置も含めて、制度の再構築を検討する必要がある。

③特に、精神障害者に対する相談支援については、その特殊性や専門性を考慮すると、独立した形での相談支援事業を位置付けるなどの制度的な工夫を検討する必要がある。

4. 権利擁護について

<現状と課題>

- 〇千葉県においては、全国に先駆けて『障害のある人もない人も共に暮しやすい 千葉県づくり条例』を制定し、障害者への誤解や偏見の解消に向けた取組を進 めているところ。
- 〇昨年7月から、本年3月末までに、約300件の相談が寄せられているが、その多くは、障害に対する無理解といった誤解や偏見に基づくものとなっており、 ちょっとした配慮により解決が可能な相談事案となっている。
- 〇他方で、この相談件数の中の約1割程度が虐待の疑われる相談事案となっているところである。

〈提言〉

- ①障害者への誤解や偏見を解消するための取組を通じ、誤解や偏見の解消には、 単に広報・啓発だけではなく、障害者を「保護の対象」と捉える固定的な障 害者観を変えていくことが重要であると認識。このためには、「ユニバーサ ル社会の形成」という視点から国民の共通認識を醸成する方法が有効であり、 そのための法律の整備を期待される。
- ②また、諸施策の実施に当たっては、社会の様々な構成員の主体的な取組みを促しながら行うことが重要。
- ③障害者は、日常生活の様々な場面で虐待を受ける可能性があるため、早急に、 虐待を発見した場合の通報や緊急対応、被虐待者の保護、養護者等の支援な ど、十分な権利擁護活動を行なうための法整備が必要である。